

## 単 身 資 格 要 件

①	年齢が 60 歳以上の方	(注意) 年齢については、満年齢です。
②	身体障がい者	身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が 1 級から 4 級までの方
③	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
④	知的障がい者	療育手帳の交付を受けている方又は知的障がい者更生相談所において療育手帳の交付を受けている方と同程度の障がいを有すると判定された方
⑤	戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が、特別項症から第六項症まで、又は第 1 款症である方
⑥	原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
⑦	生活保護受給者	生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
⑧	海外からの引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年以内の方(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書の交付を受けている方)
⑨	ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
⑩	DV 被害者	<p>配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)が終了した日から起算して 5 年を経過していない方</p> <p>(注意:大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。)</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。</p> <p>(注意:裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。)</p>